

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 4 日

地方厚生(支)局医療課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部) 都道府県後期高齢者医療広域連合事務局	}	御中
---	---	----

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用におけるマイナ保険証等の取扱いについて

後期高齢者に係る資格確認書の取扱いについては、「後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について」（令和 7 年 4 月 3 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡。以下「暫定運用継続事務連絡」という。）により示したとおり、令和 8 年 8 月の年次更新までの間の暫定的な運用として、本年 8 月の年次更新において、マイナ保険証（被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）の保有状況にかかわらず、資格確認書の職権交付の対象としていたところ です。

この令和 8 年 8 月までの暫定的な運用の期間中、マイナ保険証を既にお持ちの方については、マイナ保険証又は資格確認書により保険医療機関等を受診することが可能です。他方で、マイナ保険証には本人の医療情報に基づくより良い医療が受けられる等のメリットがあることから、マイナ保険証を既にお持ちの方については、マイナ保険証をご利用いただくとともに、各後期高齢者医療広域連合におかれては、より多くの方が当該メリットを享受することができるよう、暫定運用継続事務連絡の二の内容を踏まえつつ必要な周知等に努めていただくようお願いいたします。

なお、後期高齢者医療制度の被保険者証は本年 7 月 31 日に有効期限を迎えたところ、資格確認書の交付に気づかず有効期限が切れた被保険者証を引き続き保険医療機関等に持参することが想定されます。本事務連絡は、当該者について、「健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」（令和 7 年 6 月 27 日付け厚生労働省保険局医療課・医療介護連携政策課事務連絡）による国民健康保険の加入者と同様の取扱いとすることを妨げるものではありません。

以上の内容について御了知いただくとともに、都道府県後期高齢者医療主管部（局）におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）への周知等のほど、お願い申し上げます。